

◎新潟県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新津茨曾根燕線
- 2 供用開始の区間  
燕市小古津新字江向 1563 番 2 から同市小古津新字小新田 326 番 3 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日